

第 34 号 議 案

長崎県県民の森条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県県民の森条例の一部を改正する条例

長崎県県民の森条例（昭和60年長崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(開園日)</p> <p>第7条 県民の森は、<u>知事の承認を得て指定管理者が定める日</u>（以下「休園日」という。）を除き、開園するものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日</u>に休園することができる。</p>	<p>(開園日)</p> <p>第7条 県民の森は、<u>12月29日から翌年の1月3日まで</u>（以下「休園日」という。）を除き、開園するものとする。<u>ただし、指定管理者は、やむを得ない事由があるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は休園日以外の日</u>に休園することができる。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

長崎県民の森の安定した施設運営の継続のため所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。